

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 参照条文

○ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）	1
○ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）	3
○ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）	5
○ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）（抄）	6
○ 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）（抄）	7
○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（抄）	8
○ 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）（抄）	8
○ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（抄）	8
○ 国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十七号）（抄）	8

○防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）

第一条 この法律は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十九条第一項の規定により指定された災害危険区域のうち、住民の居住に適當でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、地方公共団体が行なう集団移転促進事業に係る経費に対する国の財政上の特別措置等について定めるものとする。
（定義）

第二条 この法律において「移転促進区域」とは、前条に規定する災害が発生した地域又は同条に規定する災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適當であると認められる区域をいう。

2 この法律において「集団移転促進事業」とは、この法律によつて地方公共団体が住宅の用に供する政令で定める規模以上の一団の土地（以下「住宅団地」という。）を整備して移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するために行なう事業をいう。

（集団移転促進事業計画の策定等）

第三条 市町村は、集団移転促進事業を実施しようとするときは、集団移転促進事業の実施に関する計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）を定めなければならない。この場合においては、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 集団移転促進事業計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 移転促進区域

二 移転促進区域内にある住居の数及び移転しようとする住居の数並びに住居を移転しようとする住民（以下「移転者」という。）の数及び当該移転者の属する世帯の数

三 住宅団地の整備又は住宅団地における住宅の整備に関する事項

四 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に関する事項

五 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設その他の公共施設の整備に関する事項

六 移転促進区域内における農地、宅地その他の土地（以下「農地等」という。）の買取り及び植林その他農地等の利用に関する事項

七 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制に関する事項

八 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備その他移転者の生活確保に関する事項

九 移転者の住居の移転に対する補助に関する事項

十 集団移転促進事業の実施に必要な経費及びその資金計画

3 前項の場合において、同項各号に掲げる事項のうち、第六条第二項の規定により都道府県が実施する事業に係るものがあるときは、その旨を明らかにしなければならない。

4 市町村は、第一項後段の協議をしようとするときは、都道府県知事を経由して、集団移転促進事業計画を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該集団移転促進事業計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる。

5 国土交通大臣は、集団移転促進事業計画に同意しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

6 第一項、第四項及び前項の規定は、集団移転促進事業計画の変更について準用する。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 市町村は、前項ただし書の軽微な変更については、都道府県知事を経由して、国土交通大臣に届け出なければならない。

8 第四項前段（第六項において準用する場合を含む。）及び前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（市町村の配慮）

第四条 市町村は、集団移転促進事業計画の策定に当たっては、移転促進区域内の住民の意向を尊重するとともに、移転促進区域内にあるすべての住居が移転されることとなるように配慮しなければならない。

（他の計画との関係）

第五条 集団移転促進事業計画は、他の法令の規定に基づく防災又は地域振興に関する計画と調和が保たれるように定めなければならない。（集団移転促進事業の実施）

第六条 集団移転促進事業は、次項に規定する場合を除き、市町村が実施するものとする。

2 集団移転促進事業のうち、その事業の規模が著しく大であることその他の事由により市町村が実施することが困難な事業については、当該市町村の申出により、都道府県が実施することができる。

（国の補助）

第七条 国は、集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県に対し、次の各号に掲げる経費について、政令で定めるところにより、それぞれ四分の三を下らない割合によりその一部を補助するものとする。

一 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費（当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。）

二 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費

三 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会所設その他の政令で定める公共施設の整備に要する経費

四 移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費

五 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備で政令で定めるものに要する経費

六 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費

（地方債）

第八条 集団移転促進事業につき市町村又は都道府県が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

2 集団移転促進事業につき市町村又は都道府県が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

（援助）

第九条 国及び都道府県は、集団移転促進事業計画の策定及び集団移転促進事業の実施のために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。

2 国、都道府県及び市町村は、移転者に対し、資金の融通のあつせん、職業紹介、職業訓練その他移転者の生活確保に必要な援助を行なうように努めるものとする。

(国の普通財産の譲与等)

第十条 国は、市町村又は都道府県に対し、集団移転促進事業の円滑な実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、その事業の用に必要な普通財産を無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

(政令への委任)

第十一条 この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

○防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和四十七年政令第四百三十二号)

内閣は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)第二条第二項、第七条及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第二条第二項の住宅団地の規模)

第一条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項に規定する政令で定める規模は、法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画(以下「集団移転促進事業計画」という。)において定める移転しようとする住居の数に応じ十戸を下らない範囲内で国土交通省令で定める戸数の住宅を集団的に建設することができる規模とする。

(国の補助)

第二条 国は、集団移転促進事業計画に基づいて法第二条第二項に規定する集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県に対し、当該集団移転促進事業に要する法第七条各号に掲げる経費について、それぞれその四分の三を補助するものとする。この場合において、当該経費の範囲及びその算定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(法第七条第三号の公共施設)

第三条 法第七条第三号に規定する政令で定める公共施設は、法第二条第二項に規定する住宅団地(以下「住宅団地」という。)に係る道路、飲用水供給施設、集会施設、広場、排水施設その他これらに類する公共施設で、国土交通大臣が同条第一項に規定する移転促進区域内におけるこれ

らの施設の設置状況及び住宅団地の規模を勘案して必要と認めるものとする。

(法第七条第五号の施設の整備)

第四条 法第七条第五号に規定する政令で定めるものは、住宅団地内における共同作業所、共同加工所又は共同倉庫の設置とする。

(国の普通財産の譲与等)

第五条 国は、集団移転促進事業計画に基づいて法第二条第二項に規定する集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県において普通財産を次の表の上欄に掲げる施設で当該計画に係るものに供する場合には、当該市町村又は都道府県に対して、同表の区分に応じ、当該普通財産を無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。ただし、市町村又は都道府県における当該施設の運用が営利を目的とし、又は利益をあげられる場合には、これらを行なうことができない。

施設	普通財産の譲渡又は貸付けの方法
住宅団地に係る第三条に規定する道路（道路に附属して設置される排水路を含む。以下同じ。）	譲与又は無償貸付け
住宅団地に係る第三条に規定する飲用水供給施設、集会施設、広場及び排水施設（道路に附属して設置される排水路を除く。）	無償貸付け
住宅団地において法第三条第二項第二号に規定する移転者（以下「移転者」という。）に賃貸する目的で経営する住宅施設	時価からその七割以内を減額した対価による譲渡又は貸付け
住宅団地において移転者が建設する住宅（当該市町村又は都道府県が移転者に譲渡する目的で建設する住宅を含む。）の用地で移転者に貸し付けるもの	時価からその五割以内を減額した対価による譲渡又は貸付け

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 平成十六年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域内の移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するため緊急に整備する必要があると認められる住宅の用に供する一団の土地についての第一条の規定の適用については、当分の間、同条中「十戸」とあるのは、「五戸」とする。

(平一七政一二七・全改)

○防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則(昭和四十七年自治省令第二十八号)

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)第三条第六項並びに防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和四十七年政令第四百三十二号)第一条及び第二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則を次のように定める。

(住宅団地の規模)

第一条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和四十七年政令第四百三十二号)第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、十戸とする。ただし、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)以下「法」という。)第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画において定める移転しようとする住居の数が二十戸をこえる場合には、その半数以上の戸数とする。

(集団移転促進事業計画の協議の申出)

第二条 法第三条第一項の規定による集団移転促進事業計画の協議の申出は、集団移転促進事業計画協議申出書(別記第一号様式)により行なうものとする。

(集団移転促進事業計画の変更の協議の申出)

第三条 法第三条第六項において準用する同条第一項の規定による集団移転促進事業計画の変更の協議の申出は、集団移転促進事業計画変更協議申出書(別記第二号様式)により行なうものとする。

(集団移転促進事業計画の軽微な変更)

第四条 法第三条第六項に規定する集団移転促進事業計画の変更で国土交通省令で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。

一 法第二条第二項に規定する住宅団地(以下「住宅団地」という。)内の住宅又は法第三条第二項第五号に規定する公共施設の配置の変更
二 前号に掲げるもののほか、国土交通大臣の指定する事項

(集団移転促進事業計画の軽微な変更に係る届出)

第五条 法第三条第七項の規定による集団移転促進事業計画の軽微な変更に係る届出は、集団移転促進事業計画変更届出書(別記第三号様式)により行なうものとする。

(法第七条各号に掲げる経費)

第六条 法第七条各号に掲げる経費の範囲及びその算定方法に関しては、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 法第七条第一号に掲げる経費 適正な時価を基準として算定した住宅団地の用地の取得に要する費用と当該用地の造成に要する工事費との合算額で国土交通大臣が定めるところにより算定した額

二 法第七条第二号に掲げる経費 法第三条第二項第二号に規定する移転者（以下「移転者」という。）に対し、当該移転者が住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入を目的として借り入れた資金の利子相当額（当該資金の年利率が八パーセントをこえる場合にあつては、年利率八パーセントとして算定した額とし、その額が国土交通大臣の定める額をこえる場合にあつては、国土交通大臣の定める額とする。）を一括して補助する経費として、市町村が補助した金額の合算額

三 法第七条第三号に掲げる経費 同号に掲げる次の公共施設の工事費として、国土交通大臣が定めるところにより算定した工事費

ア 住宅団地内の道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路を除く。以下同じ。）及び当該住宅団地に取り付く道路

イ 住宅団地に係る飲用水供給施設（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定する給水装置を除く。）

ウ 住宅団地内の集会施設

エ 住宅団地内の広場

オ 住宅団地に係る排水路、排水管及び集水槽等

カ アからオまでに掲げる施設以外の公共施設であつて特に必要と認められるもの

四 法第七条第四号に掲げる経費 法第二条第一項に規定する移転促進区域内に所在する農地及び宅地の買取り（当該移転促進区域内に所在する全ての住宅の用に供されている土地を買い取る場合に限る。）に要する費用として、これらの地域が災害の発生するおそれがある危険区域であることを勘案して算定した価額

五 法第七条第五号に掲げる経費 同号に掲げる施設の工事費として、国土交通大臣が定めるところにより算定した工事費

六 法第七条第六号に掲げる経費 同号に規定する補助に要する経費として、移転者に対し、市町村が補助した金額（当該金額が国土交通大臣が定める額をこえる場合にあつては、国土交通大臣の定める額）の合算額

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 平成十六年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内の移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するため緊急に整備する必要があると認められる住宅の用に供する一団の土地についての第一条の規定の適用については、当分の間、同条中「十戸」とあるのは「五戸」と、「二十戸」とあるのは「十戸」とする。

○水防法（昭和二十四年法律第九十三号）（抄）

（洪水浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三

条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

2～4 (略)

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

2～4 (略)

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

2～4 (略)

○活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）（抄）

(火山災害警戒地域)

第三条 内閣総理大臣は、基本指針に基づき、かつ、火山の爆発の蓋然性を勘案して、火山が爆発した場合には住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域で、当該地域における火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定することができる。

2～6 (略)

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（抄）

(土砂災害警戒区域)

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認め

られる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2 〃 6 (略)

○津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）（抄）

（津波災害警戒区域）

第五十三条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2 〃 6 (略)

○特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（抄）

（都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域）

第三十二条 国土交通大臣は特定都市河川のうち一級河川の区間（河川法第九条第二項に規定する指定区間を除く。）について、都道府県知事は特定都市河川のうちその他の区間について、都市洪水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市洪水による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、流域水害対策計画において定められた都市洪水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合にその特定都市河川のはん濫による都市洪水が想定される区域を、都市洪水想定区域として指定するものとする。ただし、その特定都市河川について、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定による指定があるときは、この限りでない。

2 前項本文に定めるもののほか、特定都市河川流域の全部又は一部をその区域に含む市町村の長、当該市町村を包括する都道府県の知事及び特定都市下水道の下水道管理者（特定都市河川流域の全部が一の市町村の区域内にある場合にあつては、市町村の長及び特定都市下水道の下水道管理者）は、共同して、当該特定都市河川流域について、都市浸水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市浸水による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域を、都市浸水想定区域として指定するものとする。ただし、その区域について、水防法第十四条の二第一項の規定による指定がされているときは、この限りでない。

3 〃 6 (略)

○国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十七号）（抄）
（集団移転促進事業の特例）

第十一条 法第五十三条第一項に規定する特定集団移転促進事業（次項において単に「特定集団移転促進事業」という。）又は法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に記載された法第十二条第十二項に規定する集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号。以下この条において「集団移転促進法施行規則」という。）第一条の規定の適用については、同条中「十戸」とあるのは「五戸」と、「ただし」とあるのは「ただし、国土交通大臣が特別な事情があると認める場合を除き」と、「二十戸」とあるのは「十戸」とする。

2・3 (略)